

久光委員からの今後の畜産・飼料政策に関する意見

平成 29 年 12 月 15 日

臨時委員 久光 正郎

1 農業競争力強化支援法の活用について

- ・本年 8 月 1 日の農業競争力強化支援法の施行を受けて、10 月 27 日、農業生産資材分野で初めて、配合飼料製造事業者が事業再編計画の農林水産大臣認定を受けたことは、業界としても意義あることと考えております。
- ・飼料製造各社はこれまで、飼料の生産性向上と輸送コスト低減のために、積極的に合理化に取り組んで参りました。飼料会社同士の合併・統合だけでなく、複数社によるジョイントベンチャー会社の設立、飼料製造の受委託などにより、稼働率を高めるとともに、製造・管理に掛かるコスト削減や、生産者に近い工場からの配送による輸送費の削減にも取り組んで参りました。
- ・今後とも、生産者の方々のご要望に応えられるよう、業界としても生産性の向上に努め、高品質で安全な飼料の製造と安定的な供給に努めて行くことが重要と考えています。行政サイドにおかれても、配合飼料の製造、流通に係る規制や基準について、不断の検証を行い、必要な見直しを行っていただくとともに、同法に基づく支援措置の継続と更なる充実を図っていただくようお願いいたします。

2 畜産の体質強化について

- ・畜産クラスター事業は、現在、畜産を中心とした地域の収益性向上や畜産の経営体質強化のため、生産者の方々にとって重要な事業と考えております。今後とも、競争力強化や環境対策の観点から、間断なく時宜を得た措置を講じていただくようお願いいたします。
- ・また、意欲のある生産者の方々の中には、本事業に対する期待も大きいことから、簡素かつ迅速な事務が行われるよう、引き続きよろしくようお願いいたします。

3 家畜・家禽の防疫体制について

- ・鳥インフルエンザ、豚の PED 等のような（伝染性の強い）疾病のまん延防止のため、都道府県の区域を超えた広域的で効率的な消毒ポイントの設置が必要と思われます。特に、県境を跨ぐ防疫対策が必要な場合等は、都道府県間での迅速な情報共有も含め、広域的な連携が不可欠と思われます。

- ・飼料製造工場では、毎年、鳥インフルエンザ等への対策として、24時間体制で消毒を行っていますが、以前の南九州の口蹄疫や鳥インフルエンザの際は、工場だけでなく、工場外に消毒ポイントを設置するなど、業界としても関係各県の防疫体制を補完してきました。今後とも、地域の関係者が連携した家畜防疫対策の一層の推進が図られるよう、ご助言、ご支援をお願いいたします。

4 飼料用米について

- ・飼料用米等の利用拡大は、様々な機能を有する水田農業を維持・活用し、国土保全を図りながら、輸入飼料へ過度に依存した畜産からの脱却による畜産経営の安定と構造改革を促すという大きな意味を持っていると考えられることから、業界としても飼料用米への取組みを進めて参りました。
- ・飼料用米の利用拡大を今後も推進するためには、低コストの生産技術や栽培体系の普及、流通・保管施設の整備等の対応が引き続き必要です。そのため、生産者等関係者が腰を据えて飼料用米に取り組めるよう、政策の継続が不可欠と考えます。
- ・つきましては、飼料用米、子実用トウモロコシを含め、国産飼料作物の増産対策を引き続き推進していただくようお願いいたします。

以上